

令和3年第3回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第3号 専決処分の報告について（令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事）
2. 報告第4号 専決処分の報告について（令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村線改良工事）
3. 報告第5号 専決処分の報告について（仁淀川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）
4. 報告第6号 専決処分の報告について（仁淀川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例）
5. 報告第7号 専決処分の報告について（仁淀川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例）
6. 報告第8号 専決処分の報告について（仁淀川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例）
7. 報告第9号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例等の一部を改正する条例）
8. 報告第10号 専決処分の報告について（令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号））
9. 報告第11号 専決処分の報告について（令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号））
10. 報告第12号 令和2年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
11. 議案第31号 仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅の指定及び管理に関する条例について
12. 議案第32号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
13. 議案第33号 仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
14. 議案第34号 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について
15. 議案第35号 町道の認定について
16. 議案第36号 字の名称の変更について

- 17. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 18. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 19. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について



令和3年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月8日（火曜日）

10時00分開会

15時23分散会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	教育長	竹本雅浩
総務課長	黒川一彦	企画課長	古味仁志
税務課長	片岡博	町民課長	井上竜一
保健福祉課長	谷脇昭仁	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀住民福祉課長	大野真智	池川地域振興課長	大原成彦

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	大石浩平	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開会

○議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回仁淀川町議会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、西森常晴君、3番、岡田良成君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

本件につきましては、6月1日の議会運営委員会で協議をしていただいております。

委員長の報告を求めます。委員長、若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長 おはようございます。それでは、議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から9日までの2日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明、その後、休憩中に全員協議会を行い、再開後、一般質問を行います。2日目最終日は午前10時より、1日目の一般質問が全て終わっていない場合は引き続き一般質問、付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について3回まで、質問時間は原則として1人1時間、質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9日までの2日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9日までの2日間と決定をいたしました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご了承をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和3年第3回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

初めに、春の叙勲についてご報告申し上げます。

令和3年春の叙勲が4月29日付で発令され、元仁淀川町消防団団長の合田幸市郎氏が瑞宝双光章を受章されました。合田氏は、昭和45年8月、旧仁淀村消防団に入団以来、分団長や副団長、町村合併後は仁淀川町消防団の副団長、団長を歴任、45年余の長きにわたり一貫して防火、防災活動の第一線に立ち、あらゆる火災や災害に率先して出動し、長年の経験と的確な状況判断をもって陣頭指揮に当たり、町民の生命と財産の保全に努められました。

また、平成22年4月からは団長として本団、分団を取りまとめるとともに、操法訓練に積極的に取り組み、団員の基礎訓練の体制構築を図り、消防防災力の強化、資質向上に努め、定期的な資機材の点検などの効果的な手法を導入するなど、消防団の発展に貢献された功績が認められ、受章の榮譽に輝かれました。

この度の受章を心からお喜び申し上げますとともに、健康に十分留意され、これからも本町の発展のためにご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、本町のふるさと納税であります仁淀ブループロジェクト寄附金の令和2年度実績についてご報告いたします。

総件数は1,475件で、総額2,410万円余りとなっており、令和元年度が569件、総額1,247万円余りでしたので、件数で906件の増、総額では1,163万円ほど、約2倍の増額となっております。この要因といたしましては、コロナ禍により自宅での時間が増えたことにより、インターネット利用による買物等が増えたものと思われ、本町も昨年度に、新たにポータ

ルサイト「さとふる」、「ANAふるさと納税」に加入し、すでに運用している「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」と合わせて4つのポータルサイトを開設し、昨年度はこのポータルサイトを通じての寄附件数が約98%となったことが相まって、寄附額が伸びた要因と考えております。

本町に対する地域別の寄附件数は、関東719件、近畿294件、中部164件などで約8割を占めており、高知県内からは39件の寄附がありました。返礼品の件数は、ヒノキまないたが376件と最も多くなり、ここでもコロナ禍の影響がうかがえます。次に土佐文旦が201件、池川一番茶167件、茶畑ロールケーキ150件などが主なものとなっております。

本町のふるさと納税の返礼品については、仁淀川町観光協会に委託しておりますので、今後も連携して返礼品の充実などを図り、町をPRできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本町のコロナワクチン接種状況についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から1年以上が経過したところではありますが、従来のもものと比べ感染力が高い変異ウイルスが蔓延しており、未だに終息の兆しが見えない状況であります。

こうした状況を打破するには、まず感染拡大を抑えることが重要であり、発症と重症化を予防する効果が期待されるワクチン接種が仁淀川町でも始まっております。4月17日から、国が示した優先順位に従い、町内の全ての医師4名の協力により、ワクチン接種を開始しております。

高齢者への接種につきましては、5月23日から集団接種を開始しており、6月6日にはワクチン接種を希望された2,200名余りの高齢者の1回目の接種が終わっております。接種された方の割合は高齢者全体の8割を超えており、今月10日からは2回目の接種が始まり、6月下旬には高齢者のワクチン接種が終了する予定であります。

次に、高齢者のワクチン接種の見通しがついたため、7月からは、国からのワクチンの配分量に応じて64歳以下の接種を始めたいと考えております。今後も引き続き町民が安心して接種を受けられるよう、体制の確保とともにワクチン接種に関するきめ細かな周知に努めてまいります。

続きまして、コロナ禍の中であって、町が関係するイベントのうち、これまでに実行委員会等によって、残念ながら、昨年度に引き続き、池川清流まつり、茶霧湖まつり、仁淀川町くいしんぼマラソン大会、「つかみどり in 長者川」の中止が決定しております。

ので、ご報告いたします。

続きまして、避難情報の改正についてご報告いたします。

改正災害対策基本法が5月20日から施行されました。大きく変わった点は、「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されたことです。これにより、気象庁から発表される大雨、洪水等の警報や町内の状況に基づき、順次「高齢者等避難」の発令、「避難指示」の発令をしていくことになりました。

今年は統計開始以降で最も早い梅雨入りで、平年より21日早くなっております。これから梅雨も終盤に向け、豪雨による土砂災害等が発生しやすくなります。気象庁からの早期注意情報、町からの避難情報等に注意し、日頃から災害に対する備えをしていただくようお願いいたします。

最後に、今議会に提案しております19件の案件の内訳は、専決処分の報告9件と繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の制定や一部改正議案3件、令和3年度補正予算の議案1件、町道の認定に関する議案1件、字の名称変更に関する議案1件、人権擁護委員の候補者の推薦に関する諮問3件となっております。

これらの議案等の提案理由につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、教育長の報告を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず学校の状況ですが、新学期がスタートしてはや2か月余りが経過し、小学生147人と中学生65人はコロナウイルスの感染防止対策をしっかりと行いながら、落ち着いた学校生活を送ることができています。

学習面では、GIGAスクール構想の一環として購入しました1人1台のタブレット端末を5月初めに全児童生徒に配付し、授業での活用がスタートいたしました。まだ使いこなすには少々時間を要すると思いますが、今後は家庭学習などにも使用範囲を広げていきたいと考えています。

修学旅行につきましては、5月19日から21日の日程で小学校3校が県西部の名所旧跡や観光地を巡り、全員元気で当初の目的が達成できたとの報告を受けています。中学校につきましては、昨年度実施できなかった3年生が7月上旬に、2年生は10月中旬に県内で実

施する方向で調整中です。

次に、6月5、6日に実施されました高吾地区中学校総合体育大会について報告します。

この大会は新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となりましたが、市町村教育委員会連合会と県、中学校体育連盟等で協議し、選手の体調管理と感染対策を徹底して、無観客で開催されました。各競技には、仁淀・池川の両中学校からソフトボール、卓球、女子バレーボール、柔道が参加し、熱戦が繰り広げられました。

結果は、体重別で行われた柔道個人戦で、仁淀中の男子が1位、2位、3位各1人、女子も1位1人と大活躍を見せました。また、女子バレーボールも仁淀・池川の合同チームが3位となり、卓球では個人で仁淀中の男子1人、女子1人がベスト16に入り、7月20日開催予定の県大会への出場権を獲得しました。この他にも、地区大会の結果にかかわらず、ソフトボールの仁淀・池川・尾川の合同チームと柔道の団体、個人が県大会に出場いたします。

続いて、交流センターに開設しました新図書室の状況ですが、4月30日に中央公民館耐震改修検討委員会の方々や大崎保育所の園児の皆さんに来ていただいて、プレオープン・セレモニーを実施し、5月1日から正式オープンとなりました。

現在の蔵書数は約11,000冊で、施設内には親子でくつろげるキッズコーナーや、仁淀川町に関連した書籍等を集めた郷土資料コーナー、小規模な講演やパネル展示などに使用できる多目的コーナー、無料Wi-Fi環境なども整備して、集いの場、くつろぎの場としても利用していただけるような図書室となっております。

5月の利用者は延べ454人で、貸出し数は852冊という状況でしたが、今年度も2,500冊程度の書籍を購入して蔵書の充実を図るとともに、更に多くの方に足を運んでいただくために、読書に関連する催物などを実施して周知を図っていきたいと考えています。

続きまして、5月2日に延期となっております成人式について報告いたします。

4月中旬に県内でも再び新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され始めたことや、首都圏、関西圏、四国の他県などで感染者が急増したことから、県をまたいだ移動とイベントによる感染拡大のリスクを回避するために再延期を決定いたしました。開催時期は未定ですが、秋以降になるのではないかと考えております。ワクチン接種の効果などにも期待しながら、できるだけ開催をする方向で検討したいと考えております。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関連の補正予算についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、子育て世代の支援と町内の消費喚起を図る目的で、高校3年生までの児童生徒1人当たり3万円を給付する子育て世帯給付金事業に1,346万1,000円、学校や保育所の手洗い用の蛇口を非接触型センサー式自動水栓化する事業に495万3,000円、小中学校の教職員用のタブレット端末等の購入に447万7,000円などを計上しております。適切にご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、総務教育民生常任委員会所管事務調査について、委員長の報告を求めます。所管事務調査については、委員長の報告のみといたします。総務教育民生常任委員会委員長、藤崎源彦君。

○藤崎総務教育民生常任委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務教育民生常任委員会報告を行います。

本委員会に付託されました調査事件、西村医院の直営化に向けた現地視察及び調査並びに西村医院長との意見交換でございます。

調査目的としましては、直営化に向けた現地の状況等を確認するため、現地視察調査及び西村医院長との意見交換を行いました。

期日は令和3年5月29日土曜日でございます。そして、視察先は西村医院、参加者は9名ということで、詳細につきましては配付しました資料のとおりでございます。

まとめとしまして、当院は、特に仁淀地区の住民にとって、先代西村医院長からずっと親しまれ、命の綱と頼られる唯一無二の存在でございます。現地視察、西村医院長との意見交換から、その重要性が感じられました。当院の患者数減などによる経営難で継続が困難になっていることによる町の直営化につきましては、医療の空白が生じないように、交渉が順調に進むことを望むのが参加した委員の一致した意見でございます。意見交換で、大崎診療所も含めた医療従事者の人員不足について議論がございまして、早急な対応が求められるということがあったことを付記いたしました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第4、報告第3号、専決処分報告についてから、日程第22、諮問第3号、人権擁

護委員の候補者の推薦についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第23、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第3号から議案第36号まで一括して、黒川総務課長。

○黒川総務課長 副町長が欠員となっておりますので、総務課において提案理由の説明をさせていただきます。ご了承お願いいたします。

それでは、今議会に提出しております報告並びに議案について、順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページ、報告第3号から説明いたします。

報告第3号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

#### 記

1. 契約の目的 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業  
町道寺村大板線改良工事
2. 変更前の契約金額 6,657万2,000円  
変更後の契約金額 7,058万7,000円
3. 契約の相手方 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1459番地  
氏 名 株式会社不二土木  
代表取締役 尾崎二徳
4. 変更年月日 令和3年3月19日  
令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であったため、専決処分をしたので議会に報告するもので、落石防止網工、密着型ネットの面積増等に伴い、契約金額が401万5,000円の増額となったものであります。

なお、本工事につきましては、本年4月13日に完成しております。

次に、議案書の2ページをお開きください。

報告第4号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 契約の目的 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業  
町道寺村線改良工事
2. 変更前の契約金額 6,490万4,400円  
変更後の契約金額 6,494万4,000円
3. 契約の相手方 住 所 高知市縄手町40番地4  
氏 名 株式会社上岡工務店  
代表取締役 上岡武司

4. 変更年月日 令和3年4月22日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であるため、専決処分をしたので議会に報告するもので、舗装工の追加等に伴い、契約金額3万9,600円の増額となったものであります。

なお、本工事につきましては、本年5月31日に完成しております。

次に、議案書の3ページをお願いします。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2. 専決処分した日 令和3年3月31日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、本条例の全部を改正するものであります。

施行日は令和3年4月1日から適用となっております。

次に、議案書の144ページをお開きください。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

1. 事件名 仁淀川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

2. 専決処分した日 令和3年3月31日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、報告第5号と同じく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、本条例の全部を改正するものであります。

施行日は令和3年4月1日から適用となっております。

次に、議案書の199ページをお開きください。

報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

1. 事件名 仁淀川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

2. 専決処分した日 令和3年3月31日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正も、報告第5号と同じく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、本条例の全部を改正するものであります。

施行日は令和3年4月1日から適用となっております。

次に、議案書の222ページをお開きください。

報告第8号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

2. 専決処分した日 令和3年3月31日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正も、報告第5号と同じく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、本条例の全部を改正するものであります。

施行日は令和3年4月1日から適用となっております。

次に、議案書の242ページをお開きください。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

1. 事件名 仁淀川町税条例等の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和3年3月31日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方税法等の一部改正に伴い、環境性能割の臨時的軽減の延長等のため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和3年4月1日から適用となっております。

次に、議案書の252ページをお開きください。

報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

1. 事件名 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）

2. 専決処分した日 令和3年3月31日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,259万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億1,834万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和3年3月31日専決、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入についてご説明申し上げます。詳細は11ページから29ページをご覧ください。

歳入は、町税や地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各事業の事業費確定等に伴う国・県支出金、繰入金、町債など、特定財源の確定による補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細につきましては30ページから43ページをご参照ください。

歳出につきましても、事業費の確定、財源調整によるものでございます。

以上の結果、補正額は1億5,259万4,000円の減額で、補正後の予算額は歳入歳出それぞれ85億1,834万9,000円となっております。

次に、予算書7ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

これは、大崎診療所建替工事の工期に伴い、備品購入等を繰り越す必要が生じたため増額の補正、また、新型コロナウイルス感染症対策事業、空き家対策総合支援事業等による年度内での事業となったことによる減額補正によるものでございます。

次に、予算書8ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

これは事業費の確定等により減額補正となっております。

次に、議案書の253ページをお開きください。

報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

#### 記

1. 事件名 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）

2. 専決処分した日 令和3年4月1日

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,761万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,217万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年4月1日専決、仁淀川町長大石弘秋

まず歳入でございますが、詳細につきましては6ページをご参照ください。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,761万2,000円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細は7ページをご参照ください。

4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外勤務手当等による2,761万2,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2,761万2,000円の追加で、補正後の合計は70億2,217万7,000円となっております。

議案書に戻りまして、議案書の254ページをお開きください。

報告第12号、令和2年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度予算において、議会の議決を得た繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

255ページをご覧ください。

この報告案件は、繰越明許費について翌年度への繰越額を調製して議会に報告するもので、一般会計において、計算書記載の20事業の5億9,530万9,000円を、次のページ、国民健康保険直診勘定特別会計において、計算書記載の1事業、8,213万2,000円を繰り越しております。

次に、議案書の257ページをご覧ください。

議案第31号、仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅の指定及び管理に関する条例。

仁淀川町移住定住促進空き家活用住宅の指定及び管理に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例制定は、集落等における空き家を町が借り上げて、その借り上げた空き家を改修して、町外から仁淀川町に転入し居住しようとしている方や、仁淀川町に居住している2名以上の世帯のうち、居宅に困窮している方に貸し出すことで、仁淀川町への移住、定住を促進するため、本条例を制定するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の265ページをお開きください。

議案第32号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、267ページをお開きください。

議案第33号、仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務が見直されるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和3年9月1日からとしております。

次に、議案書の269ページをお開きください。

議案第34号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,272万

8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,490万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

まず歳入でございますが、詳細につきましては7ページから11ページをご参照ください。

7ページ、14款の国庫支出金は、地方創生道整備推進交付金5,287万3,000円の補正、社会資本整備総合交付金133万8,000円の補正、感染症対策地方創生臨時交付金8,704万9,000円の補正、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金273万1,000円の補正でございます。

8ページ、15款の県支出金は、高知県子どもの見守り体制推進交付金79万円の補正、建築物耐震対策緊急促進事業費補助金66万9,000円の補正でございます。

9ページ、16款の財産収入は、減債基金利子102万9,000円の補正でございます。

10ページ、18款の繰入金は、財政調整基金繰入金704万9,000円の補正、合併振興基金繰入金100万円の補正でございます。

11ページ、21款の町債は、旧合併特例債の町道寺村線改良事業債3,040万円の補正、町道寺村大板線改良事業債1,990万円、その他の事業債790万円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細につきましては12ページから18ページをご参照ください。

12ページから13ページの2款の総務費は、主に新型コロナウイルス感染症対策に関する補正で、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者等への事業継続支援金5,000万円の補正、医療機関の診療報酬等の減額分を支援するため、医療介護継続支援事業費補助金2,000万円の補正、子育て世帯への給付金として地域通貨券配布事業を行う仁淀川町商工会への補助金1,329万円の補正、同じく子育て世帯への生活支援特別給付金205万円の補正、その他小中学校へのタブレットの配付等のため、1,385万2,000円の補正でございます。

14ページ、3款の民生費は、子供の見守り体制の強化として、児童虐待等の実情を把握するとともに相談対応等を行う、子ども家庭支援員の雇用に伴う事業費1,583万円の補正でございます。

15ページ、4款の衛生費は、別枝本村地区飲料水供給施設整備工事について、配管の一部埋設及び一部擁壁工が必要となったことによる250万円追加の補正でございます。

16ページの7款土木費は、国の追加配分により、町道寺村線改良工事6,354万1,000円の補正、町道寺村大板線改良工事4,220万5,000円の補正でございます。

17ページ、8款の消防費は、避難路沿道建築物の耐震診断事業費267万7,000円の補正で  
ございます。

18ページ、12款の諸費は減債基金積立金103万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2億1,272万8,000円で、補正後の合計は72億3,490万  
5,000円となります。

議案書に戻りまして、270ページをお開きください。

議案第35号、町道の認定について。

下記の路線を町道として認定するので、道路法第8条第2項の規定により議決を求める。

#### 記

番 号	1
路線名	別枝口線
起 点	仁淀川町橋字アカダキ6番2
終 点	仁淀川町橋字スカノウシロ167番7
最大幅員	9.37m
最小幅員	6.75m
延 長	1,125m

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、国道33号橋中津トンネル開通による旧国道部分を移管するもので、町道と  
して別枝口線を認定していただくよう議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案書の271ページをご覧ください。

議案第36号、字の名称の変更について。

仁淀川町の字の名称を、告示の日から変更調書のとおり変更するため、地方自治法第  
260条第1項の規定により議決を求める。

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、大字二ノ滝の小字名について、「字ニシガワ」が誤って「字ニシガリ」と  
登記されていたことに伴い、名称を変更し正しい字名に訂正するため議会の議決を求め  
るものであります。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたしま  
す。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、諮問第1号から諮問第3号まで一括して、大石町長、説明。

○町長 それでは私のほうから、人事案件でございます諮問第1号から第3号につきまして、順次説明をさせていただきます。

議案書の273ページをお願いします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町寺村157番地

氏 名 井上 三信

生年月日 昭和32年12月13日生

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この案件につきましては、令和3年9月30日をもって任期満了となる委員の後任について、引き続き上記の者を推薦したく、意見を求めるものであります。

次に、議案書274ページをお願いします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町長者丙194番地

氏 名 西森 君香

生年月日 昭和34年6月5日生

令和3年6月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この案件につきましても、令和3年9月30日をもって任期満了となる委員の後任について、引き続き上記の者を推薦したく、意見を求めるものであります。

次に、議案書275ページをお願いします。

諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町竹ノ谷967番地 5

氏 名 園山 眞知子

生年月日 昭和29年 6月18日生

令和3年 6月 8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この案件につきましても、令和3年9月30日をもって任期満了となる委員の後任について、引き続き上記の者を推薦したく、意見を求めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これで休憩に入ります。よろしくお願い致します。

午前10時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、一般質問を行います。

質問の順序は、既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号4番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4番 議長の許可を頂きましたので、通告第1号、議席番号4番、片岡智準、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、図書室の利用状況についてお尋ねします。

仁淀川町交流センター4階に図書室がオープンし、1か月以上が経過しました。オープンに際しては図書の希望を募るなど、万全を尽くしてスタートいたしました。その利用状況について、朝の説明の中で、現在、延べで454人の利用があったという教育長からの報告がございました。その利用者の細かい内訳についてお尋ねします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの片岡智準議員の図書室の利用状況についてのご質問にお答えを

させていただきます。

仁淀川町交流センター図書室につきましては、今年の5月1日に無事オープンとなりました。5月の1か月の開設日は27日で、その間の利用者数は延べ、先ほど議員からありました454人でありまして、1日当たりの平均利用者数は約17人でした。貸出し冊数につきましては852冊で、1人平均にしますと2冊程度の貸出しをしている計算ということになります。利用者数につきましては、人口規模が同程度の近隣町村の人数を参考にして、1日当たり20人程度と見込んでおりましたので、5月の利用者数は見込みを少し下回りました。しかし、オープンからまだ1か月余りが経過した段階でありまして、もう少し推移を見ながら対応したいと考えています。

図書室の利用者の内容ですけれども、図書室を利用していただく際に、図書室の利用券というものに登録をしてもらいます。その登録証の発行の内容を見てみますと、大体全部で161名ほど登録をしていただいております。男性が57名、女性が104名ということで、女性のほうがかなり、倍ぐらい多いというような状況です。

それから、全体を年齢別に見ていきますと、10歳未満が26人、10歳から19歳が17人、20から29歳が15人、30から39歳が29人、40から49歳が32人、50から59歳が17人、60から69歳が15人、70歳以上が10人というふうな内訳となっております。

また現在、オープン当初からですけれども、多くの方にできるだけ利用していただく方策として、絵本の読み聞かせ等のミニイベントの開催とか、それから放課後子ども教室の出張教室としての利用、そういったことについて検討を進めておりますので、そうしたことも今後実施した上で、また状況の確認をしたいと考えています。

なお、イベント等の開催に当たっては、町広報紙などで広く周知をしまして、利用者の増につなげたいというふうに思っております。また、できるだけ早い時期に町のホームページなどに図書室のバナーを設け、情報発信をしていくことも計画しております。

そして、今後の運営につきましては、図書室運営協議会、仮称ですけれども、そういった組織を立ち上げまして、各地区の住民の代表の方とか学校教育の関係の方、それから図書の専門の方などからご意見を聞きながら、今後の取組方針等を決めていきたいというふうに計画をしております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。片岡智準君。

○4番 ただいま教育長から利用状況の説明がございました。若干期待が外れたんですけ

ども、今、年齢が19歳以下で、トータルしましたら45名という程度ということ。全体で454人利用がされて、いわゆる幼児、小中学生、一番本を読んでほしい年代の対象が、45というたら約1割。非常に少ないなという印象を今、私は受けました。

かねがね私は、中学生以下というのは頭、少なくとも皆、我々も皆さんも持っていますパソコン以上なんですよ、子供の知能は。この知能を最大限に発揮しようと思うたら、19歳以下の子供がどれだけ多くの本を読むか。これによって、知識だけは非常に広がります。恐らく本を読んだら、その近所やらも見ますし、本を選定するまでの間、いろんなほかの本も、これにしようか、あれにしようかと、まだ子供のときには決まった作家もいないと思いますので、いろいろな本を見て、この本がええなど、内容を見たりして、それも勉強なんですよ。それがコンピューターにはないプラスアルファになるわけで、コンピューターはなんぼAIが進んだといっても、そういう機能は持ち合わせておりません。しかし、中学生以下の子供さんの頭は、脳は、入れれば入れるほど多くの知識を増やし、いろんな能力を養っていきます。

したがって、少なくとも、454だったら200人ぐらいおってくれたらいいかなと思うたら、僅か45名足らずということで、若干残念で、年寄りが勉強せいでいいというわけじゃないですけども、死ぬまでやっぱり読書はしなければならないもんやとは思いますが、少なくとも小中学生が本を読む機会をいい環境でつくっていただきましたので、あと残るは、先ほど教育長もおっしゃったように、イベントを開催したり、少なくともホームページで掲載して、やはり広報するというのが大事です。

私が特に、これプラスアルファお願いしたいのは、小学校や中学校の教員、先生に対して、本を読む機会、こんないいのがあるからと、皆さん一遍行きましょう、例えば極端に言うたら、授業の1時間ぐらい割いてでも一緒に来て、見学に来て、いろいろ説明をします。そういう機会があってもいいのではないかなというように思います。

そして、子供さんが本に親しめるように、パソコンやスマホに親しんだって益はないです。こんなことを言うたら怒られますけども、わしら、最大の、やっぱり現在の産物の中での失敗作はスマホや思うてますんで。というのは、どんどんどんどん知力、能力、そういったものを落としていきますんで、やはり自分で努力して、いろいろな知識を吸収し、その知識を実際に生かして成長していくのが子供さんで、それがすばらしい学習、いわゆる生涯学習につながっていくわけですので、そういう機会を子供さんにやはり与えるためにも、先生に一遍連れていっていただいて、あるいは授業のたびに、これはあそこの図書

室のここに載っていますよみたいな、そういう説明をする、そういったことで子供さんが本に親しめるようにやっていただきたいというふうに思います。2問目、終わります。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの片岡議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、人には非常に、読書というものは子供たちにとって発想力だとか、それから知識の豊富さといったものに非常に重要な活動だと思っておりますので、私たちもできるだけ、子供たちにはそういった読書活動に親しんでいただきたいという思いがあります。

まだ僅か1か月ではありますけれども、やはり子供たちはなかなか、当然平日は学校ですけれども、休日も親御さんとかに連れてきていただかないと大崎まで来にくいというような状況もあるように思いますので、そういった子供たちに何らかうまく、特に中学生辺りはバスなんかを使って来れるような対策も考えていきたいというふうに思いますし、また保護者の方にもぜひ一緒においでいただくというような、これからもまたPRも続けていきたいと思っております。

それから図書室につきましては、図書のメンバーが学校図書とも連携をして、いろいろ授業を進めるように今考えております。また、学校の図書担当の先生方とも、そういった意味でいろいろ話し合いをしながらうまく連携できる方法を考えていきたいと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長 再々質問はありますか。片岡智準君。

○4番 今教育長がおっしゃったように、いろんな形で進めていただくことをお願いいたしまして、1問目の質問を終わります。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。件名は、町内大工職人のグループ化、いわゆる組織化について質問いたします。

仁淀川町の大工職人は個々に活動（仕事）し、仕事の効率が極めて悪循環に見受けられます。つまり、活動が個々にされており、建物を建築する場合に、施主側も施工側も知人あるいは友人を介して建築の事実を知ります。極めて狭い範囲での情報に頼っているように思われます。

確かに建築会社や設計士などと提携されている職人さんにはいまして少し機会があろうとは思われますが、その場合でも、入札制度のある建築施工に際しては、所属会社が落札しな

ければ仕事の機会が失われ、また、個人事業主は参加すらできず、このような問題を解決するため、町が中心的な役割を持ち、大工職人のグループ化（組織化）を進め、町施工の工事には同グループの活用を条件とし、大工職人に対する仕事場の機会を増やしてはどうかというので、2点目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の町内大工職人のグループ化（組織化）についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町内でも、10年ほど前までは数人の職人を雇用した建築専門の事業主が二十数社おりましたが、戸建て住宅の建築件数の減少と建築ハウスメーカーによる需要などにより、廃業や規模縮小による一人親方での改修工事など、小規模な工事にとどまっているのが現状のようであります。

町発注の建築工事においても、改修など小規模な工事については地元の大工さんをお願いしていますが、入札案件になると、指名願が出されているのが2社程度ですので、町内業者に所属もしくは建築業者に雇用されての仕事が主なものとなっているのが現状のようであります。

ご提案の町内大工職人のグループ化（組織化）であります。昔は家の棟上げのときなど、近隣の大工さんに応援を頼んだり、近年でも池川製材工場の建設や仁淀総合支所の建築の場合など、町内の大工さんが多く集まり施工していたことから、職人仲間同士での一定のコミュニティーがあるのではないかとおもわれますが、今後、大工職人さんの意見等も参考にしながら検討していく課題だと考えております。

次に、個人事業主の入札参加資格についてでございますが、個人事業主が建築工事の入札参加申請をする場合は、入札参加資格申請書に、国、県、町の税目全てにおいて滞納がないことを証明する納税証明書、町が発行する身分証明書及び暴力団排除に関する誓約書への署名の書類を添付し、提出していただくことで参加資格はできますので、申請していただければと考えております。

ただし、1,000万円を超える工事になりますと一般競争入札となりますので、個人事業主にとっては厳しい状況にあります。小規模な工事について、工事内容に基づき、極力地元業者への発注ができるよう進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、なかなかすぐにグループ化、組織化し

ていくということは、やはりよほど事業主の皆さんのご理解、ご協力がないと難しい課題でございますが、そういった中で町としても、平成22年度から「町産材の家」推進事業というのを実施しております。これは、町産材を利用した場合、地元の大工さんを利用した場合、そしてまた町外の大工さんを利用した場合、こういった場合に補助金を出しておるわけでございますが、これまでのところ、平成22年からこちらを見ますと、これまで408件の、この「町産材の家」というのは、まあ、新築あるいは改築を含めて取り組んできておりまして、年平均にしますと37件ぐらいのそういった改修あるいは新築等がされております。これまでに、そのうち92%ぐらいを町内の大工さんが取っておりまして、376件ほど携わっていただいております。

そういったことで非常に、年に多いときは50件ほどの新築あるいは改修工事等が行われておりまして、そういった中で、いろいろ大工さんにも声を聞きますと、非常に忙しい状況にあると。大変こういった制度、事業はありがたいというふうなこともしておりますので、これらも、やはり町産材の利用あるいは地元大工職人の雇用の場としても、非常に効果があるものだと考えておりまして、これについてもしっかり取り組んでまいりたい、このように考えておりますし、また、先ほどのグループ化はなかなかすぐには難しいとしても、やはり生活の便利帳みたいな形で町内の大工さん、これは個人の承諾がないと載せませんけども、そういった名簿とか、大工さんに限らず左官とか、それから電気とか水道とか、こういった生活する上で、そういった職人さんを紹介することも1つ必要じゃないかなと思っております、この点については商工会ともまた話し合いをしながら、そういった形も1つの考え方ではないかなというふうに思っておりますので、どうぞその辺りでご理解を頂きたいと思っております。

○議長 再質問はありますか。片岡智準君。

○4番 若干私が知らんこともあって、確かにそうなんかという部分もございました。確かにいろんな証明とか、そういったものについても必要やということと、補助金でそれぞれ五月雨的にされているという内容で、意外と多いのかなという印象も受けました。

ただ、私がこの質問をした背景を若干申しますと、現在進んでおります診療所の工事現場、無垢材をかなり使ってはいるんですけども、町内の大工さんの姿を全く見かけません。よくよく考えてみたら、これまでの町長の説明もありましたけど、入札業者さんには契約をされた大工さんがおって、その大工さんを使っておる。新たに町内から大工さんを探すとなれば大変なことになるから、結局は支配下の大工さんを使っているんだなとい

うことだと思いました。

しかし、ここで私の個人的な提案なんですけども、今後予定されている、例えば林産センターの建築、これを建築業者と町内大工さんのグループに発注し、将来的には林産センターが中心となって間伐を担当する林業者、それから製材を担当する林産組合、最終的には町産材を使って建築を進める大工職人のグループ、いわゆる一連の植林をする、間伐をする、そして、それを搬送して林産で加工し、商品化して、これを大工さんが使うという1つのサイクルを、せっかく林産センターができるのであれば、そういう場に使っていただきたいなど。

だから、こういう大工職人のグループも、この中には入れていませんけど、グループをそれぞれ登録制にして、事前に登録をしておいて、入札の機会には仁淀川町の登録業者というような形にしておれば、いわゆる町外の建設業者が入札、落札しても、仁淀川町のその登録グループをすぐに使うことができる。

それと、やはりこのサイクル活動の中になっておれば、あそこの診療所を建てられている場所の木材が、これは町産材か、よその材か、分かりません。やはりこれを町産材できちっとされるといような、それは仁淀川町の大工さんが発注し、持っていき、そして使えば、これは100%仁淀川町の町産材が利用されます。

したがいまして、登録をする部署は、今のところはどこということは申しませんが、しかし、将来林産センターができて、その林産センターをいずれかの事業所が指定管理下の形で管理をされるのではないかなというふうに思います。そしたら、そこが管理をして、そして仕事を、今後予定されております、町民課が今後進めるとされている町営住宅の改修工事、リフォームをされると聞いてます。それから、今回の案件にも出ておりました空き家のリフォーム、こういった場には林産センターを介して、こういうのがあるわという大工さんのグループに連絡し、そして林産組合で造った町産材を使えば、まさに今、町が前回の議会のとときに、全員協議会のとときに渡していただいた地産地消の推進という、イメージ的には地産地消というたら食べ物だけみたいなイメージやけど、町産材も、それを切って使えば、全て地産地消やと思います。

だから、仁淀川町のまちづくり計画にも、そういった文言でも入れていただいて、そして仁淀川町の材木を使って、材木を売れば、地権者も潤い、そして町産材、林産組合へ持って行って加工すれば林産も潤い、そして、大工さんがそれによって仕事の機会が増えれば、非常に仁淀川町の関係者が潤うていくと。まさにすばらしいサイクルになるのでは

ないかなというふうに思っております。

ここで1つだけ私が気になっているのは、結局そういう仕組みがないから、結果的には今、中学生、高校生の年代の子供さんが大工の職人さんの下で修業されているという景色も見たことはありません。ということは、これから10年、20年たったときには、仁淀川町には大工さんがいなくなるという勘定です。そうなったときには、やがて歳がいく我々の年代がといの1つでも修理をするにしても、よその町へ頼まなければならないような、そんなことにもなりかねないんです。ちょっと頼んでいけるのには、やはり町の大工さんを育成して、そして頼めると、そういう全体的なサイクルへまで広げていけば、非常に仁淀川町も、仕事の機会も増えて、よりいい仁淀川町になっていくのではないかなというような気もいたします。

そんなことで、大工さんの職人グループのグループ化、要は登録制度なんですけども、その登録制度を推進していただきたいなという思いで、この質問をしております。2回目、終わります。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本当に町産材を利用して町内の大工さんをお願いをしていく、これは非常に素晴らしいことだと思っております。また、我々もそれを依頼して、先ほど申し上げました町産材の家の推進事業もそうですが、そして町内の木造建築に関わる工事についても、これも全て町産材を使っていただくということで、町発注工事につきましては特記仕様書をもって町産材を使うことということも条件つけています。これは、町内の製材業者からの納品の証明書がなければ、こちらの対象になりませんので、その辺りをしっかりと町産材を使っただけということについては徹底して取り組んでおります。

そういった中で、やはりいろいろ建築につきましても、できるだけ地元の大工さん等をお願いをしたいということで、元請の業者にもお願いしてきておるところでございますが、先ほども申し上げましたように、もちろん町産材の推進事業をかなりやっておりますので、かなり件数もあり、それぞれ大工さんも結構忙しい時期があるようで、なかなかすぐに相手のほうに応じられないようなケースもあるようでございますけれども、我々としては今後ともそういった方向で取り組んでまいりたい、このように思っております。

それから、やはり後継者の問題、これはいろんな業種がそうなんですけれども、なかなか若い方がいろんな職業に就いてくれない、後継者の問題というのは非常に大きな課題だ

と思っております。先ほど申し上げました林業振興センターができますけれども、いろんな山元から川中、川下、こういったものが連携して取り組んでいくわけでございますが、やはり木材を使っていく、そのためには大工さんも必要であるわけでございますから、そういったところとも連携をしながら、やっぱり大工の育成、こういったものに向けても、やはりお願いもしていかなければならない、このように思っております。

登録制度という話も出てきましたけれども、我々としても今後の課題を、大工の皆さん方からもいろいろご意見も頂きながら、どういった方向が一番いいのか、そこの辺りも検討していくことが大事ではないかと思っておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思えます。

○議長 再々質問はございますか。

○4番 町長が今説明をされたように、いっぱいいろんな問題も考えていただいているのは分かっておりますので、取りあえず機会があるたびにそういう町産材を使い、そして大工さんの育成というようなことについてもどんどん進めていっていただい、やはり仁淀川町で1つの特定の業種だけではなくて、こういう大工さんのところにも目を向けていただくということをくれぐれも忘れていただかないように、こういうことで私も質問させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了します。

続きまして、通告第2号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 通告第2号、議席番号5番、大野です。議長の許可を頂きましたので、マイナンバー制度について3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、マイナンバーカードの交付について、本町での交付率はどのくらいになっているのかお聞きをします。

この交付については、平成28年度からこの制度が実施され、全国の普及率は、令和3年5月で現在30%ほど、そして、高知県におきましては、本年4月末で約24%となっているようでございます。この制度も既に4年が経過し、本町でも普及促進に取り組んでおり、最近では日曜日に申請の窓口を開設し、受付も行われております。多くの方が受給されておられると思いますが、交付率はどのくらいになっているのか、お伺いをいたします。

2点目として、マイナンバーカードの交付に当たり、町内におけるメリット及びデメリットはどのようなことがあるのか、お伺いをいたします。

3点目としまして、町としてマイナンバーカード普及促進を積極的に行っておられますが、町職員の方の取得状況をお聞かせください。

以上3点について、お伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 大野弘議員のマイナンバー制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの本町における交付率につきましては、総務省が公表している交付状況によりますと、令和3年5月1日現在で、仁淀川町の交付率は23.2%となっております。

次に、マイナンバーカードの交付に当たり、本町内でのメリットまたはデメリットにつきまして、お答えをさせていただきます。

メリットとしてまず挙げられるのは、本人確認の際にマイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面ではこれ1枚で済み、行政窓口での各種申請や金融機関における口座開設など、様々な場面で利用することができます。特に、免許証など顔写真入りの身分証明書を持っていない方や、免許証を返納された方につきましては、有効な身分証明書として利用することができます。

また、仁淀川町では、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票と印鑑証明書の交付サービスも開始しており、役場に来なくても、日本全国のコンビニでこれらの交付を受けることができます。将来的には、健康保険証として利用できるなど、今後も暮らしに便利な機能の提供が見込まれております。

デメリットといたしましては、個人情報の漏えいなどへの懸念であり、カードを持つことへの不安を持つ住民がいまだに多くおられます。この点につきましては、様々な機会を捉えて、カードへの不安や誤解を払拭していくように努めてまいります。

続きまして、町職員の取得状況についてご質問にお答えをさせていただきます。3月末の調査時点では、正職員151人中、マイナンバーカードを取得している職員は46名で、取得率は約30%となっております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。大野弘君。

○5番 職員の取得率30%、かなり日曜日などに促進を促す中で、やはり職員が先に取って促進を促す、それはとても大事なことはないかと思えます。

それとマイナンバーカード、これの作成期限はあるのか、お伺いをします。

それと、先ほど個人情報等の問題も言われておりますが、その中で、このカードは様々なものとリンクされ、町はこの制度について、カードの管理やセキュリティー問題をどのように考えているのか、再度お伺いをいたします。

そして、この制度の目的は、主に社会保障や税金、災害対策などに活用されるようでございます。具体的にどのようなものか、説明をお願いいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、井上町民課長、答弁。

○井上町民課長 先ほどの大野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まずマイナンバーカードの作成期限については、すみません、ちょっと今把握しておりませんが、特に作成期限はないと思います。今のところ、ちょっと自分では把握しておりません。申し訳ございません。

それと、再質問の社会保障、税、災害対策についての質問にお答えいたします。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されます。例えば社会保障の分野におきましては、福祉サービスや社会保険料の減免などの対象かどうかを確認するため、国の行政機関や地方公共団体などの間でマイナンバーにより同一人物であるということが同定化できるようになり、迅速かつ正確で公平公正なサービスが提供できるというメリットがあります。

税の分野におきましては、マイナンバーを活用することにより、各関係機関の税情報の収集を確実に課税に反映することができ、また、扶養親族等の特定などによる正確かつ公正公平な課税ができるようになりました。

また、災害面におきましては、大震災などで被災した場合の被災者生活再建支援制度に基づく支援金の申請や、災害関係の給付金の申請において、マイナンバーの活用により書類の添付を不要にするなど、メリットがあります。

行政の支援は本当に必要な方に届くようにすることが重要ですが、従来は書類だけで判断するのが難しかったケースについても、マイナンバー制度導入後は、行政機関の間での情報連携により、必要な人に必要な支援を行うことが確実にできるようになったと確信しております。

以上でございます。

○議長 関連で、黒川総務課長。

○黒川総務課長 大野議員の、住民に対してマイナンバーカードを推進していく上にあつ

て、職員の取得率がちょっと低いのではないかとといったご質問にお答えさせていただきます。

今現在、約30%となっておりますが、今後、将来的に健康保険証としてまたメリットがあるなど、これからまたマイナンバーカードの利用がいろいろと増えてくると思っていますので、町の職員に対してもまた、強制はできませんけども、いろんなメリットがありますということを周知することと併せて、また定期的にこういったお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。大野弘君。

○5番 作成期限はないんじゃないかというような答弁でございました。それであれば、日曜日にわざわざ時間外を行ってする必要があるのか、そこまでせんとできないのか、その近所も、やっぱり財政的にも厳しい中で時間外を行う必要はないのではないかなと思います。期限が今年度いっぱいというようなことであれば、促進を促す必要もあると思います。そういうことで、職員も積極的に取得する、そのようにお願いしたいと。

それから、まだやっぱり普及されない理由の中に、保険証とか免許証、そういう面にリンクされないという面もかなり弊害になっているんじゃないかなと、そのように思います。とにかく必要なものは早急に取組も行わんといかんとは思いますが、マイナンバーカードは常に携帯しておかなければならないというような点においても、やはりお年寄りには紛失とか、そういう懸念が往々にしてあると思いますが、その辺について、やはり町のほうもセキュリティー、個人情報、そういう面はかなり慎重にいくべきと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、大石町長、答弁。

○町長 大野弘議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

確かに期限はないかもしれませんが、やはり国のほうからもマイナンバー制度の、マイナンバーの交付率、これを努力するよという指導があつておりまして、町としても、その方向で取り組んでおるわけでございますが、先ほどの質問にもございましたように、今後保険証とか、あるいは免許証、いろんな面でこうなってくると、これは必需品になってこようかと思っております。そういった状況になれば一定いくと思えますが、まだ今の状況では、やはり個人的な個人情報、あるいはいろんな紛失とか、先ほどありましたいろんな面で皆も不安を持っておられる、こういったこともあると思えますので、そう

いったところもしっかりこれから対応していかなければならない、このように思っております。

いずれにしても、なかなか全国的にも三十数%、高知県でも30%ぐらいちょっとということで、なかなか全国的にもまだこういう状況でございますので、町としてもやはり一応マイナンバーの制度の趣旨に沿って努力はしていきたい、このように思っておりますので、どうぞご理解を頂きたいと思っております。

○議長 以上で大野弘君の質問を終了します。

通告第3号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第3号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

質問は、前回に引き続きまして、コロナワクチン接種についてでございます。全国的には新型コロナワクチン接種が進む一方で、まだ接種対象となっていない若い世代などで感染者が増えている状況が続いております。本県におきましても、5月後半から連日20人以上といった新規感染者が確認されているといった状況でございます。そしてまた、感染力が強い変異株が増えている状況から、まだ鎮静化は見通せていないというのが現状でございます。

本町におきましては、ワクチン接種が順調に進んでおりまして、その対応は町内外から高く評価されているというふうに感じています。接種を受けた町民からの声を聞きますと、非常にスムーズにいったと、そういう感想が多く、滑り出しは順調にいったのかなというふうに感じしております。これまでの経過を踏まえまして、今後の対応について質問いたします。

1点目は、高齢者の接種率見通しはどのような状況にあるかということですが、午前中の町長の行政報告でもその状況についての説明がございまして、最初の計画は7割という計画だったと思うんですが、1回目は8割程度の接種が大体終わると、2回目に入るといような報告でございました。その点の、それ以外でまた追加して説明できることがあればお願いしたいということで、それと2点目は、接種の経過から副反応をどのように分析しているかということでございますが、先行接種を終えた方から大体話を聞きますと、2回目のほうが副反応が多いというふうな傾向にあるように聞いています。例えば一時的に38度近い熱が出たとか、いろんな症例があるようでございますけれども、それをどういうふうに分析しているか、そしてまた、これから後の接種に生かしていくか、そういったこと

をお伺いしたいと思います。

3点目は今後の日程についてでございますけども、これは行政報告の中にありましたので、追加の説明があればお願いします。

4点目は、これまでの経過を踏まえた上で、できるだけ多くの町民にワクチン接種を受けてもらおうと。そういうことに関して、今後取るべき対策について説明を求めます。

以上、町民への周知徹底という観点からご答弁をお願いします。以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、大石町長、答弁。

○町長 藤崎源彦議員のコロナワクチン接種状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者への接種率見通しについてでございますが、4月17日から始まった高齢者施設の接種では197名、木曜、金曜日の平日の6回の接種では509名、吾川、池川、仁淀の各地区で日曜日に行った接種では1,542名、合計2,248名の方が接種をされました。令和3年5月1日時点の65歳以上の人口は2,772人であり、接種率は81.1%となっております。当初見込みの接種率はインフルエンザ接種率と同様の70%を見込んでおりましたが、10ポイント以上の大幅に高い接種率となり、人数では300名余りの増加となっております。

なお、ご質問の高齢者の接種率の見通しは、一旦全ての住民の接種が完了後に、未接種の高齢者にワクチン接種の勧奨通知をお送りする方法などにより、85%と高い目標数値を掲げております。

次に、接種の経過から副反応をどのように分析しているかということでございますが、副反応については、厚生労働省からの資料によりますと、先ほど質問にもございましたように、1回目より2回目の接種後に37.5度以上の発熱が40%ほどあり、特に若い方ほど顕著に現れていると言われております。また、医師の方々からも同様の感想をお聞きしております。町としても、医師からアドバイスを頂き、2回目の接種後に解熱剤を希望される方には1回分処方し、夜中の発熱に対応するようにし、少しでも不安を軽減できるのではないかと考えております。

次に、今後の接種日程はとの質問でございますが、高齢者の接種については、平日の最終日である6月4日の金曜日には、定員90名のところ71名の希望者しかなく、ワクチンの空きが生じる状況となりました。このことにより、町としては、既に65歳以上の高齢者の接種希望者には、疾病等により一時的に接種できない方を除いて、全員対応できたのではないかと考えております。よって、次の接種順位にある60歳から64歳までの方及び60歳未

満の基礎疾患のある方を対象に接種をするようにしており、7月8日、9日の木、金曜の両日で300名、11日の日曜日に300名、計600名の接種ができるように準備を進めております。

次に、できるだけ多くの町民にワクチン接種を受けてもらうため、今後取るべき対策とはとご質問でございますが、仁淀川町ではタクシー、バスの送迎を確保したことにより、接種率が上がったと考えております。65歳未満の接種についても、保健師が在宅で交通手段などのない方を把握しておりますので、保健師の声かけ等により接種の機会を確保する予定であります。

また、なるべく早く接種していただくことも重要です。町では、町内の医師のご理解とご協力の下、各医療機関で平日に接種できるよう体制が整っております。今後、国が定めた接種順位に基づき完了した市町村からワクチンが配布されるようになっておりますので、接種についてはスピード感を持って進め、60歳未満の方が一日でも早く接種ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 接種するワクチンの供給というか、そちらのほうは国、県に依存ということになるんですけども、今の計画どおり、今後もそれはある程度確実にワクチンが届くということが言えるんでしょうか。

○議長 谷脇保健福祉課長、答弁。

○谷脇保健福祉課長 藤崎議員の再質問にお答えします。

今、既に3,300人ほどのワクチンが届いており、今後も国の方針によると、高齢者のワクチン接種のめどがついた自治体は早く配布し、65歳未満の方の接種を早く進めるようにしておりますので、その辺は確実にワクチンは入ると考えております。

以上です。

○議長 再々質問はありますか。

2問目、お願いします。

○9番 それでは、2問目のほうに行かせてもらいます。

2問目につきましては、今設計が行われております林業振興センターについてでございます。林業振興センターは本町林業の拠点であり、またシンボルとなる重要な施設でございます。この施設の役割であるソフト面の取り込み強化によって林業振興を進める手法に

関係者から大きな期待が寄せられております。

現時点での設計書、設計図面等を拝見させていただきましたけども、建物は木造二階建て、町産材を使用して、2階の屋根下にCLT材を使用するという構造になっている。そして、CLTを屋根に使うことによりまして、はり、桁のない吹き抜けというふうな広い空間ができるということで、また、天井にCLT材が見えるような、そんなふうな設計だったと思います。

それで、町産材の需要拡大のためには、やっぱり町産材及びCLT材のよさというものを町内外に発信する、これは絶好の建物になるんじゃないかというふうに私は確信しております。特に構造材のうちで、柱は4層のヒノキですけども、CLT材及び1階と2階の間のはり、これは集成材ということですが、これはやっぱり杉、CLT材は杉を加工してやるので、杉の消費拡大につながるということで、しかもCLT材の場合はB材と言われるものも使用できるということで、本町は非常に急斜面に木が立っていますので、曲がりの多い木も多いと。そういったものも、角材にはできないけども、CLT材、ラミナにはできると。そういうことで非常に使用できる幅が広い、杉の消費拡大につながるということで、非常に私は期待を持っております。

また、新聞報道でもありましたけども、コロナの影響で輸入材が減っていると。集成材は輸入材を使われるケースが多いんです。県内は、新聞によりますと、七三ぐらいで国産材が使われているということでございますけども、こういった国産材の需要が増える、そういう傾向にありますので、これも林業にとって追い風になるんじゃないかと、ビジネスチャンスになるんじゃないかというふうに感じております。

林業振興センターとかを建設された後に、この建物が生かされ、いわゆる利用価値を高められるかどうかは、やっぱり企画運営、管理をどのように行うかにかかっているかのように思います。よく費用対効果ということが論じられますけども、効果はやり方次第で上げられるものですから、効果を上げれば費用対効果も当然上がってくると。固定されたものじゃないので、だからしっかりとこれを分析して、常に上げる努力を続ければ、その効果も上がってくる。

これらについて、まず1点目は2階の広いスペース、この活用について、現在の計画を説明していただきたいと。議員に対しては一定の説明がございました。ですが、町内外に発信するということを踏まえまして、答弁願います。

2点目は、他の自治体、林業関係団体、大学などの交流の場として、研修の場として、

これを受入れをどのように活用していくかといったことをございます。

それと3点目は、企画、運営、管理を統括する責任者を森林管理推進協議会が選任して、仮称ですけども、センター長として常駐させて、人的交流の増加を目的とした企画から案内、説明役まで行うようにしてはどうかということをございます。この人件費につきましては森林環境譲与税が活用できるのではないかと。以前出されました行政組織機構改革の執行部案では、本庁に農林課林業振興係、それから総合支所に農林係を置くという形になっておりまして、こういった組織ですと、役場が主体となってこの施設の運用もできるんじゃないかと思われまんですけども、現状の体制では、なかなかその担当者で管理までするというのはちょっと厳しいんじゃないかと。そういうことを考えると、やっぱり林業推進協議会とか、そういったところから選任するなりということを考えて、そういった案を考えたいわけをございますけども、以上についてご答弁を願います。

以上です。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 藤崎源彦議員の林業振興センターについてのご質問にお答えをさせていただきます。

藤崎議員からお話をございました。本当に地元等の町産材を活用していく、これは大変大事なことをございます。そうする中でやはり木、そして集成材、CLTといろいろあるわけをございますが、できるだけ木を使うことは地元にて落ちてくるわけをございますので、我々としてもそういうところに主眼を置いていきたいと思っておりますが、やはり木造建築をしていく上で適材適所に集成材、そしてCLT、こういったものをやっぱりうまく活用していく、これは大事なことだと思っております。

特に今、輸入材の問題もございまして、一部ヒノキ等では、非常に中目なんかではちょっと価格も上がってきております。こういったところが今後の林業振興につながればというふうに期待もいたしておるところをございます。

そういった中で、2階のスペースの活用計画についてのご質問をございました。当施設の2階部分は50名規模の会議室、作業、閲覧なども使用できる小会議室、そして、誰でも気軽に訪れていただき、森林体験や学習、また、様々な情報を発信するためのスペースを計画しております。

会議室については、町内の林業関係者を対象とした林業災害安全講習会等を県と連携して計画しておりますし、本町と「協働の森」を協定し、深く本町と関わっていただい

る川崎重工業様の新入社員研修の受入れや、官民一体となって取り組んでおります仁淀川町森林管理推進協議会、越知町、佐川町と連携して取り組んでおります高吾北地域原木安定供給協議会の開催などに使用する一方、担い手育成事業としての取組、小中学生を対象とした林業体験学習会や林業体験ツアーといった様々な利用を計画していきたいというふうに考えております。

2点目の交流の場としての活用についてでございますが、先ほども少し説明させていただきましたように、越知町、佐川町とは地域内での需要に安定して原木を供給するための協議会を立ち上げており、その拠点として活用していきましますし、大学等の交流につきましても、現在でも本町の町有林において実習などを行っている高知県立林業大学校と連携し、今後も授業等を実施し、また、そのほか大学とも、林業の課題に向けた様々な交流の場として活用していく考えでもあります。

3点目の、企画、運営、管理を統括管理する責任者を常駐にしてはどうかとの質問がございました。当施設は、本町が仁淀川町総合戦略に掲げております林業施業の集約化、原木の安定供給、担い手確保、木材需給のマッチングといった大きな柱の中心となります。その中で、現在林政アドバイザーを雇用しておりますが、そのほかにも、川上から川下まで原木の流通を管理していく原木流通コーディネーターと、施業の集約化や原木の安定供給を進めていく森林管理マネージャー等、今後、その人材の育成が必要不可欠であると考えておまして、また、センター長についてでございますが、林業振興センターのセンター長としてではなく、仁淀川町森林管理推進協議会事務局長という立場で、本町の林業行政の柱となる人材の育成を進めていきたいと考えております。

そういった財源として、ご質問のように森林環境譲与税の全体の活用状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。この森林環境譲与税でございますけれども、なかなかこれもソフト面で限られたことにしか使えませんので、こういった面であれば活用していけるんじゃないかなと思っておりますので、それらもうまく活用して人材育成、こういったものにつなげていけたらと思っております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 この林業振興センターが県内でも注目されるような1つのモデルという形で成功してほしいと、成功というか、うまく行ってほしいというふうに考えています。そうすることによって、いろんな注目を浴びて、いろんな補助にしても、国からのいろんな支援に

しても、利用しやすくなる面が出てくるんじゃないかと、そういったことも踏まえて、ぜひとも林業振興センター、これが順調に運ぶように努めていただきたいということがあります。

それと、大石町長にとりましては、今回が最後の定例議会となります。3期12年間務められまして、特に基幹産業である林業、これに力を入れてこられたように思います。本町に帰ってくる前職でも林業に携わられていたということで、非常に詳しい。我々もすごく、そういう面を見て、林業に関して非常に頼もしい、そういうふうに思っておりました。

この林業振興センターにかける思いというか、そしてまた、次期町長に託したい思い、そういったことが今、この場で発言できればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 藤崎源彦議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やはり本町としても、町の9割を占める森林があり、豊富な森林資源があるわけがございますので、やはりこれが今、利用時期を迎えております。やはりこれをいかに活用して地域の活性化につなげるか、本当にこれは非常に大きな課題だと思っております。

私もそういった中で、何とか本町の林業振興を発展させていかなければならない、こういった思いでありましたが、そういった中で林業推進協議会、本当に山の生産者から製材業者、非常にこういったグループが、事業体が集まっていたいて、やはり協議会もつくっていただいて、前向きな姿勢で取り組んでいただいております。

当初は木材の搬出量も7,000、8,000立方というような時代でございましたが、これもようやく3万立方を超えるような状況にもなってきておりますし、これは最終目標が5万立方という目標を持っておりますけれども、そういったところに向けて一步一步進んできておる、本当にありがたいことだと思っております。

そういった中で、全国16地区の1つとして、林業成長化に向けたモデル地区にも指定をされております。これは本当に本町にとっても大変ありがたいことでございますし、そういった中で国、県の支援も頂けるわけでございますから、この機会をしっかりと生かしながら、さらなる林業の振興につなげていかなければならない、このように思っておりますが、そういった中で林業の研修生、これも非常にありがたいことに毎年5名程度の方に来ていただいて、その大半が地元に残って頑張らせていただいております、そして後継者が育つておるということで、やはり将来にとっても非常に私は頼もしく考え期待をしておるわけで

ございますが、今後ともこういった取組を基にして、さらなる発展をしていただけるものと、そして次の時代を背負うリーダーも、そういった方向で必ずや取り組んでいただけるものと思っております。

本町の本当の基幹産業でございますので、やはりこれは今後に向けて取り組んでいかなければならないと思っておりますので、ひとつまた、議会の皆さん方にもそういった中でどうぞご協力を頂きたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問ございますか。藤崎源彦君。

○9番 林業振興センターの役割の中で、ちょっと違う側面で言いますと、森林の所有者にとってどういうメリットがあるかということなんですけども、どれぐらい還元されるのか、どれぐらいの価値があるのかとか、そういうことを見積りとかいろんな案をお示しできるような組織になるんじゃないかと、そういった面での役割について少し説明できれば、お願いします。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 藤崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

森林所有者への還元という部分におきましては、現在でも行っております現在の森林の状況、それを細かく、3Dとかそういうものを使いまして、細かく各山林を調査しております。それによりまして、面積当たりの立木の本数であるとか胸高直径、そういうものが分かるような状態になっておりますので、そういうものから間伐数量と、そういうものからの見積り等を所有者にお示ししながら、今後所有者のご協力を得るようにシステム等を今現在運用するようにしておりますので、そういう部分におきましても、森林管理推進協議会を中心としまして、森林所有者のほうに還元してまいりたいと、そのように考えております。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

暫時休憩します。2時25分から再開をします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第4号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 通告4号、議席8番、左京でございます。3点ばかり質問をお願いしたいと思

ます。

まず1点目ですが、新しい大崎橋の建設についてお尋ねをしたいと思います。

この質問を上げたときに、現在執行部が提案しておるといふか、委託をしておる設計の図面を見ましたので、若干中身としては変わる表現があるかも知れませんが、皆さんは橋のことについては十分ご存じだと思いますので、質問をさせていただきます。

まず(1)ですが、建設地の選定状況、これは地元には1回説明をしたということは3月の議会でもお聞きしておりましたが、これは実際、地元にはその後、説明もなければ、いろんな事情の聴取ということもなくやられているように思いますが、このルートは誰がどのような条件を満たすために決めたのか。また、このルートを見ていると、旧吾川中学校の校庭と校舎を分離するというか、間を道路が通るような感じに描かれております。旧吾川中学校は町内で1番広い場所であって、今後、何をつくるにおいても必要な箇所じゃないかなと。その校舎の部分と運動場の部分を分断するように道路を通そうということになると、これはこの土地の利用価値が言わばゼロに近くなってしまうんじゃないかと思えます。そういうことについての所見をお伺いしたいと思います。

それから2点目、(2)ですが、関係地区の意見聴取ですが、これは1回やっただけであったのか、それ以外もやられてこういう結果が出ておるのかをお尋ねしたいと思います。

それから(3)、これは既に入札が済んでおるようですが、設計委託の仕上りの時期をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、片岡産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 左京議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、建設地選定状況でございます。これは委託調査の結果によりまして、旧吾川中学校の下流側への案、それが、橋梁施工ヤードの確保や橋梁取付け部分への影響が、そのほかの川口橋付近2案と比べて小規模でありまして、また経済性におきまして、比較の中で最も実現性の高い案であると考えておりまして、また、2点目の関係地域との意見交換の場、その中でも、国道との取り合わせ部分、それが主な話として上がっております。当初案では、東浦住宅入り口のカーブのところ、あそこへの取付け、また、川口橋の案の場合は川口橋東側、交流センターの西側になりますけれども、そこへの案となっておりますが、両側とも大変危険な場所というようなご意見もございまして、役場内で再考いたしました。

そういう結果、現在の大崎向口線起点、診療所へ入っていく道でございますが、役場前が既に改良済みであるため、そこを利用する形で旧吾川中学校の入り口、今、コミュニティバスの駐車場になっておりますけれども、そこから中学校グラウンドの南側に沿って進んでいきまして、小森下の町有地、そこから仁淀川町を渡河し、林道横倉長者線の町有地内へ至る約300mの計画としております。

ご質問ありました旧中学校とグラウンドとの乖離という件でございますけれども、道路の部分グラウンド高さにして、一部トンネルというたらおかしいんですけども、高架的な形で分断はしないように考えております。

また、発注時期等につきまして、5月27日に入札を行いまして、令和4年3月24日をまず第1回目の完了予定としております。

今回の業務概要ですけれども、測量業務を300m、地質調査業務としまして土質ボーリングを4か所、用地調査を一式、設計業務としまして道路詳細設計、橋梁予備設計115mを委託し、実施中でございます。

地元への説明としましては、付近の測量等が完了し、センターを入れる手前で、8月下旬ぐらいにもう一度、最終的な説明を地元区長さん等に行っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 再質問、左京憲昌君。

○8番 今、課長が国道との取り合わせが云々ということをおっしゃいましたが、国道へ出るのは、役場の南側で今現在通れるところを使う予定ですよ。道を新たにつけるつもりじゃないでしょう、入り口は。

という、私なんか持っている図面では、直角ではないです、あそこは。それで今、町内でも材を運ぶ車というのは、かなり大型化されたものが見受けられるような状況になっておりますが、これは安全に出られますか。曲がっている状態からすると、今、道路の左右には建物が道路のぎりぎりまで来ているわけですが、このところを大型の今の運搬車等が問題なく安全に行けるとは思えません。

それと、さっきも言いました校庭と今までの旧の校舎等の間を通るわけですが、そうすると、それは幾ら高架にしようとも、今度何かをここに造ろうとする時代は来ると言うんです。今何をここへ造らなくちゃならないかは分かりませんが、そういう際にまたこの道を撤去して、ほかのところへやることを考えないかん、それが分かり切った状態。とい

うのは、ほかにないですから、候補地が。そういうところにもうちよつと配慮してやらないと、思いつきで絵を描かれても、それと地区への説明、何もかにもできて、センターを打って説明したって、それ、違うよと言われたときに取り返しがないじゃないですか。そんないい加減な計画はやめてもらいたい。

○議長 ただいまの質問に対し、課長、答弁。

○片岡産業建設課長 左京議員の再質問にお答えさせていただきます。

国道への入り口、確かに今の診療所と、また職員の帰宅時等、結構混み合う場合もございます。しかし、幾ら林業の機械、車が通りましても、その倍以上になるようなことはないんじゃないかなど。ある程度、今も結構、役場も前にでき、危険な部分もありまして、信号機の設置等も話をしてまいりました。そういう場合も、今現在ある信号、ちょうど郵便局の前にある信号を移設し、また田代鉄工所さんの前辺りに予備信号をつけるとすれば、この前にも信号機設置が可能というような話も聞いておりますので、通行車両が増加したときにそういうことも検討してまいりたい、そのように考えております。

また、中学校敷地とグラウンドとの分断というご質問でございますけれども、グラウンド自体は町の防災拠点、防災広場として活用するという事で、グラウンドの縮小等は考えずに、何とか今のある道、それを生かしながら、町有地を活用しながら道路を設置していきたい、そのように考えまして、今現在の一番最適じゃないかという考えから、選定に至ったという理由でございます。

以上です。

○議長 再々質問、左京憲昌君。

○8番 3月の議会でも申し上げてきましたが、現在の大崎橋の付け根というか対岸、南岸のほうなんか非常に等高線が、線が分からんぐらい密集して、縮尺にもよりますけど、描かれています、そういうところの、さっき地質調査と言われましたが、そういうことをするのが先じゃないですか。ここへ場所を決めて地質調査をしたところで、これは意味がない。そういうところをよけて、それで、私、思いつきを言いますが、ここが一番最適じゃないかと言われますけど、今、私、地図を見ていましたら、既に信号がある川口の信号へ渡したって、距離は短く、すっとできるような感覚で、図面の上では見えます。もっと地元の方に、危険、過去のどういうことであったのということももっと聞いて、謙虚にやられることが必要じゃないんですか。ここが一番の最適地だというようなことを先に言うような問題じゃないと思いますが、そういうことをきつく言わせてもらいます。

○議長 片岡課長、答弁。

○片岡産業建設課長 左京議員の再々質問にお答えいたします。

関係者、仁淀川南岸の区長さん、また大崎地区の区長さんに集まっていたきまして、1月に説明しました。そのときには3案を示しまして、ここが一番ええんじゃないか、そういうこっちの思いを先に言うのではなく、先にどうでしょうかというようなご意見を伺い、その中で一番話が出たのが、国道への出口の問題が一番問題じゃないのか、それとまた、川口橋の件につきましても、そういう意見もございまして、また、旧の川口橋が県の指定になって、重要文化財、そういうふうになっておりますので、橋の橋台等に接近もしているというような、そういう理由もございまして。

また、川口橋のほうから林道横倉長者線のほうに取り合わせをしますと、道路勾配が、橋のほうの勾配がかなりきつくなり、冬場すごく危険であると、そういうようなご意見を頂いた後、説明もさせていただきました。

そういう結果、少し、久喜のほうとか上久喜のほうからすれば現在の橋からは多少遠くはなるんですけども、現在の大崎橋、修繕をし、ある程度、人、それ等が通れるぐらいの強度は残すというご説明もしたところ、場所が、ここの辺が一番橋の長さも短いので、いいんじゃないかというような意見を伺った中から、現在の路線選定をさせていただいた次第でございます。

○議長 よろしいですか。

それでは、続いて2問目、左京憲昌君。

○8番 2問目は職員の時間外勤務についてということで、前年度で結構なんですけど、(1)が、全職員で1人当たりの平均月間時間数、それと平均の年間時間数。

それから(2)、1人当たりの、最も多い人の1か月の残業時間数。それから最も多い人の最大の年間時間数。

(3)は、私、何でこの質問をするかということ、非常にいろんな面で、偏った人にだけ苦勞をかけているんじゃないかなと。そういうことを正していかななくてはならないということで(3)をお聞きしたい。

それから(4)は、(3)、そういう方のことが、技量が不足しているがためにその仕事に向かない人なら、向く仕事に就いてもらう、そういうことで職員の配置は適材適所でできているのかどうか。

それから(5)、結果として過労死につながるような長時間勤務は発生していないのか、

そういう点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、黒川総務課長。

○黒川総務課長 左京議員の令和2年度における職員の時間外勤務についてのご質問にお答えさせていただきます。

全職員1人当たりの平均月間時間数、平均年間時間数でございますが、1人当たりの平均月間時間数は3時間44分で、平均年間時間数は44時間50分でした。

次に、1人当たりの最大月間時間数は106時間10分で、最大年間時間数は491時間25分でした。この最大月間100時間を超えた例はコロナワクチン接種の準備等によるもので、年間で1度だけでした。

次に、特定の職員に偏りはないかのご質問ですが、令和2年度は、特に新型コロナウイルス感染症対策のため、保健福祉課、教育委員会で時間外勤務が多かったのではないかと受け止めています。その他としましては、退職補充者の抑制等で1人当たりの業務量の増加、国及び県等の制度改正に伴う対応などによるもの、結果として対応職員の時間外勤務が多くなったと考えております。

次に、職員配置についてのご質問ですが、定期的な人事異動により、その都度適切な職員配置を行っていると考えております。一方で、役場の組織体制に関わる部分で見直しを検討していかなければならない問題が生じているものと考えています。現在の組織体制に基づき職員配置を行っていることで、幾つかの部署に業務の比重が偏っていると考えられるところもあり、その点は苦慮しております。

最後に、過労死につながる長時間勤務についてのご質問ですが、厚生労働省が示している目安では、発症前1か月間におおむね月間100時間、発症前2か月から6か月にわたっておおむね月間80時間を超える場合、長時間勤務と過労死との関連性が強いものと考えられております。

現在、緊急を要する新型コロナウイルス感染症対策のため、思うような対策ができていないところではありますが、職員のストレス状態を把握するとともに適切なカウンセリングを行うため、平成28年度から職員自身によるストレスチェックを実施しております。現在では、月間45時間を超える時間外勤務職員には、外部の保健師によるカウンセリングを受けていただくなど、可能な限り職員のストレス状況の把握と対応に努めております。

役場の業務は時に緊急を要するものがあり、また、年々専門性が高くなっております。そのため、担当職員以外の職員では対応し切れない業務が増えてきておりますが、職場内

での業務の情報共有を図るとともに、適切な人事異動を行うことで業務経験者を増やしていくことなどの対応で職場全体のレベルを上げ、結果として過労死につながる職場環境をつくらぬよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 再質問、左京憲昌君。

○8番 私が感じていたことより非常に小さい数値が出てきたということによかったなとは思っていますが、ただ、(2)の質問ですが、最大が106時間。106時間というと、20日で割っても1日5時間。1日5時間ということは10時頃まではやらにゃいかん。そういうことですから、そこら辺りは、そういうことが発生するのは臨時的な作業があったということですけど、これが恒常化するようなら適材適所とは言えないと思いますので、そういうところも含めて、作業量に見合う人員配置、余っているところもあるはずですよ。そういうことでお願いしたい。

それと5番の、ストレスチェックと言われましたが、それは前にお聞きしたら、任意で、やらんでもかまんというような認識で受け取ったんですが、これはそういう方については必ずやられているのか、やる形にしていかないと、結局いろんな環境は整えたが、やってなかったというようなことにならないように、それはよろしくお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 先ほどの100時間を超える方についてということのご質問にまずお答えさせていただきます。

今、災害とも言えるコロナ対策ということで、すぐに職員の異動とかいう対応はなかなか難しいところではあります。そこで、できる限り周りが見ていくといいますか、そういったことで今のところは対処せざるを得ないといいますか、そういった状況ではあります。また、その方の状況を逐一、状況といいますか、見ていきまして、本当に状態が、ちょっとふだんと違うような状態にもしなるようでしたら、それは緊急にまた対応のほうを考えていかなければならないと考えております。

次にストレスチェックでございますけども、これにつきましては、やってない方につきましては、やるように後から指導を何度もして、ほとんどの方には最終的にはやっていたいただいております。

以上でございます。

○議長 再々質問はございますか。

それでは3問目、左京憲昌君。

○8番 今、新たに衣替えした交流センターの駐車場についてお尋ねをしたいと思います。

町民の方から、図書室を利用する際に、車を止めたいけど、車を置くところもなく困っちゃうらあよというお話が何件か寄せられましたが、その対応策を(2)、(3)で述べております。

それで(2)ですが、吾川中跡地の、今、駐車場にしているスペースに、もうちょっとあれを加えれば、もっと台数が増えるんじゃないかということで、それで今の川縁の元農協の駐車場というんですか、交流センターの西側の駐車場が今ありますが、バスの回転場の西側です。あそこの駐車をしているスペースの何台か、吾川中学校のほうに移すことによって、図書館を使う人に駐車場が確保できるんじゃないかということです。

それから(3)は、路線バスの回転場所を整理して、駐車スペースを確保してほしいという、これは地区の方からも、地区でちょっとお客さんが来ても、停めるところがないんやというお話がありましたが、路線バスの回転場もあんなに必要なと思うんですが、1回、中に突っ込んでバックをして前へ出れば、3分の1ぐらいで事足りゃあせんかと思いますが、そこら辺りの対応をして、図書室へ来られる方とか、あそこら辺りの来客のために使えるようなスペースを確保してやったらいいのではないかと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの左京議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、図書室を利用する際に駐車場が少な過ぎないかということですけれども、ご指摘のように、今、仁淀川町の交流センターの図書室の利用者には1階の駐車場をご利用いただくように案内をしておりますけれども、1階の駐車場につきましては10台程度のスペースしかなく、そのほかにも、交流センターの勤務職員をはじめ、大半の利用者が、先ほども言われておりました交流センターの西側の駐車場も利用しております、駐車場が慢性的に混雑をしているという状況になっております。そういう理由から、左京議員のご指摘のとおり、今後交流センターで会議やイベント等が行われる際には、必然的に駐車場が不足するような事態が想定されるところです。

次に、2点目の旧吾川中跡地の駐車スペースを拡大し対応してはどうかという点につきましては、現在、旧吾川中学校跡地は町内の中学生による陸上記録会の会場として利用し

ております。直線距離での100mの距離がなかなかほかでは取れないと、取りにくいということで、そこしか町内では難しいということで、今、そういった利用をしておりますので、今すぐに駐車部分を拡大しての対応は難しいかと考えております。

そして、3点目の路線バス回転場を整理して駐車スペースを確保してはどうかという点につきましては、今年の3月に交流センターの工事が完了する直前に、黒岩観光さんと教育委員会のほうで、うちも同じような考えを持ちまして、協議をさせていただきました。その中で一応、路線バスの回転場を駐車場に転換するということに対して黒岩観光さんの承諾を得ることができましたので、今後、総務課のほうで黒岩観光と最終的な調整を行っていただいて、来年度予算あたりで駐車場の整備工事を行う計画になっているというふうに聞いております。そうした状況ができれば、一定の駐車場不足は解消できるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 再質問、左京憲昌君。

○8番 図書館のことについては、図書館を4階に造るというときに、駐車場は大丈夫ですかと、前だったら幾つ止めれるって言ったら、前というのは今度、林業センターの場所のことですが、あそこだったら20台ぐらい云々と言われていましたけど、これも最初から指摘しているので、そこに耳を一つも傾けず、いざやってみたら足りませんというような状況ですので、もうちょっと慎重に物事は対応していただきたいということを、苦言を申し上げて終わります。

○議長 以上で左京憲昌君の質問を終了いたします。

続きまして、通告第5号、議席番号2番、西森常晴君の質問を許可します。

暫時休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 2時56分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。西森常晴君。

○2番 一般質問の中で、たまには言いつ放しの質問、そして聞きつ放しの答弁がある中で、1点に絞ってずっと続けてこられた質問者、そして、それに答える執行部の方に敬意を表しながら、今回6月議会のトリを務めさせていただきます。

左京議員といえば、「ああ、大崎橋の」。左京議員には大崎橋という冠がつけました。西

森常晴といえば、「ああ、淑子さん」だけで終わらんように、新しい冠を得ていきたいと思いをします。

私は、今回の6月議会では4点質問します。1点、2点、3点は、今まで質問してきたことの現況と確認です。そして4番目は、新任の谷脇保健福祉課長と終末医療について議論を深めたいと思いますので、よろしくお願いします。

1点目は、引地橋の歩道設置、併せて崎ノ山団地までの1.5km区間の歩道整備についてどうなっているのか、現況を、それから見通しについて、町民と情報を共有したいと思いをしますので、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の引地橋の歩道設置、併せて崎ノ山団地までの1.5km区間の歩道整備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

引地橋の歩道につきましては、国土交通省土佐国道事務所のほうへ近年の状況、交通の危険性等について説明し、歩道の設置についてお願いをしてきたところでございます。危険性についてご理解をしていただき、昨年度、早速、歩道橋の基礎部分の地盤調査を実施していただきました。今後は歩道橋の詳細設計等を行い、検討していただけるよう話を伺っております。

この間、非常に学校の統合等もございまして、通学路にもなっております、この点は十分、国のほうもお分かりいただきまして、今後、この歩道整備については順次取り組んでいきたいというようなお話は頂いてきております。今後も国道33号整備促進期成同盟会等も通じて、崎ノ山団地までの1.5kmの未整備区間、これについては早急に解消できるよう、引き続き要請もしていきたいと思っておりますが、取りあえず、引地橋の一番危険な箇所でございますが、ここに歩道橋を設置していただくところに一步進んだということについては、非常に私どもも期待をしておるわけでございますが、一日も早く完了して、引き続き崎ノ山までの歩道整備ができるよう、議会の皆様方にもご協力いただきながら、要請をしてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問。

○2番 この件については町長を先頭にご努力なさっていることは仄聞しておりますが、課長、その引地の歩道については、課長は大体どの年ぐらいにできそうだと思いますか。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 これから詳細な設計、それから用地等、行っていかなければならな

いと思っておりますので、3年後ぐらいには着工という形になるんじゃないかと、そのように考えております。

○議長 西森常晴君。

○2番 予想以上に早いテンポでありありがとうございました。ご努力に敬意を表します。

2問目になります。私は名野川に住んでいるんですが、名野川から上名野川に県道中津公園線が走っています。もう県道は100年近くなりますが、あの県道を造るときにどこから工事を始めたか。上名野川地区の奥からデブで道をつけたそうです。普通なら、名野川から上流に向いてつけるんですけども、やっぱり上名野川の方は、私の母の出身地ですが、計算高いというか、頭がよかった。奥のほうから掘ってきて、最後につながったという方法を取ったそうです。

国道33号線、一定の雨量を超えたら通行止めになる。早々から言い続けてきました、町長を先頭に。ただ、現実はやはり市内から県境までが普通です。仄聞によりますと、どうもそれを超えて、町長の力で早く高規格道路、越知から県境までできそうな情報が入っていますが、これも町民と同時に共有したいと思っておりますので、お聞かせください。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森議員の高規格道路、33号線でございますが、この整備についてのご質問がございました。お答えをさせていただきます。

国道33号地域高規格道路、高知松山自動車道の整備促進につきましては、大規模災害時には緊急輸送路として重要な役割を担い、地域基盤を支える命の道であると位置づけております。高知西バイパス、これは鎌田から波川間が本年秋頃、越知道路バイパス部が令和4年度の開通を目指し、工事を推進していただいております。

高知西バイパス完成後の波川以西の国道33号地域高規格道路新規事業化に向けて、沿線首長と土佐国道事務所による国道33号道路整備検討会が令和2年3月に開催され、未事業区間の今後の整備方針が示されたところであります。

昨年度閣議決定されました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を踏まえて作成された防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラムには、これは四国ブロック版でございますが、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化対策として、いの～越知間は計画段階評価推進と位置づけられており、また今後、四国地方整備局において第2回目の地方小委員会が開催されるように聞いております。複数回の地方小委員会を経て道路計画（概略ルート・構造）について検討を進める必要がありますので、

新規事業化に向けてはもう少し時間がかかると思われますが、一步進んできたかなという状況でございます。

その中で、特に越知町野老山から仁淀川町の橋間については、事前通行規制が主要な課題であり、規制区間解消の観点で検討を進めるとされており、防災課題解消に向けた調査を推進すると聞いております。防災・減災、国土強靱化の取組として整備を図ることを国土交通省に対して強く要望してまいりたいと考えております。町議会からも国、県に対しまして要望していただきますよう、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

いずれにしても、国が一步進んで前向きに取り組む方向が出てきたということは非常に我々も期待をしております、せんだって国土交通省の所長ともお話をし、また整備局のほうとも、やはり一日も早く着手できるようにひとつお願いしたいということで強く申し上げますが、今後ともやはり期成同盟会等を中心にしながら、粘り強く強力に要望をしていく必要があると思っております。これには議会の皆さん方のお力もお借りしなくてはならないと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 産業建設課長、大体どのぐらいで取りかかれそうですか。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森議員の再質問にお答えさせていただきます。

この事業、いの～越知間と越知～仁淀川町につきましては別事業といいますか、同じ地域高規格道路というものでございますけれども、越知町から県境までの間は防災対策をメインとする計画としておりますので、逆に何年とははっきりなかなか申し上げにくいところではございますけれども、いの～越知間よりはもう少し事業化の部分が早いんじゃないかと、そのように思っているところでございます。

○議長 西森常晴君。

○2番 町長本人が答えにくいので産業建設課に振ったわけですが、今までですと順番に来るところが、町長の政治力をもって、別の事業を取り入れて早くなる情報が入っているわけです。

3問目に行きます。正ノ石バス停の待合所について、どうなっているか。旧大野旅館を取り壊して、大きい駐車場ができてます。名野川の住民が高知へ向かうときに、青空の中で傘を差して待っているんですよ。ぜひとも早く造ってほしい。2回目の質問ですが、どうなっていますか。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員の正ノ石バス停の待合所についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の提供された大野旅館跡地でございますけれども、建物取壊し後、山留ブロック積、舗装工等を3月に施工しまして、完成しております。

昨年の3月議会でもご答弁させていただいたように、大型バス等で訪れた観光客の待合所として、また、地元の方の通勤通学等の待合所という部分から、地元大工さんに見積り依頼をする予定としております。あまり大きな待合所は想定しておりませんが、雨よけ程度、役場前にある待合所、それぐらいのものを計画しておりますので、いましばらくお待ちいただければと思っております。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 雨よけだけで結構です。ありがとうございます。

谷脇保健福祉課長、お待たせしました。終末医療について、家庭で最期を終える応援体制は取れているか、取れていなければ何が足りないのか、お答えください。

○議長 谷脇保健福祉課長、答弁。

○谷脇保健福祉課長 西森常晴議員の質問にお答えします。

在宅でのみとりにつきましても、2015年の介護保険法の改正により、在宅医療・介護の連携推進が制度化されたことから、仁淀川町でも町内の医師による往診や高吾北管内において、365日24時間対応が可能な訪問介護サービスが整えられ、本人と家族の思いを一番に大切に、最後までできる限り寄り添えることができるような体制を整えております。

ただ、看護、介護職員の人材不足や、土日祝日に対応できる医師が少ない状況にあり、また、家族の介護負担により入院になることも多く、課題は残っています。今後も医療と介護の協力体制が継続していけるよう、在宅介護医療の連携を推進していく次第でございます。

○議長 西森常晴君。

○2番 私の小学時代は60年以上前でした。5年生、6年生の担任の先生は大石常亀先生、瓜生野の出身でした。授業のときに話してくれた3つのことは今でも覚えています。60年以上前の話です。今、アメリカでは、1家に1台じゃなくて、お父さんの車、お母さんの車、そして息子の車、みんなが自家用車を持っているという話を聞かされたときに、夢のように思いました。

2つ目は、冬の寒いときには、大きな火鉢をみんなで囲って暖を取った。アメリカでは部屋中が暖かくて、セントラルヒーティングだそうです、冬でも半袖でおれるんだという話を聞きました。

3つ目は、アメリカでは、日曜日になると、お父さんと奥さんと子供たちがマイカーで行きます。その行き先は老人ホーム。おじいさんとおばあさんが入っている老人ホームへお父さんだけが降りてお見舞いに行く。お母さんと子供たちは車の中というのを今でも覚えているんです。

介護保険法ができて20年以上がたちました。1999年、当時の首相は、自民、自由、公明3党の連立内閣で、首相は小渕恵三でした。そのときの自民党の政調会長は亀井静香さん。介護保険法ができるときに、子供が親の面倒を見る美風を残せと言い出し、家族慰労金制度が足されました。介護の責任を、お年寄りを見るのは社会か、家族かとの本質論が再燃したんです。保守と中道が混在する連立政権にきしみが出ました。

場面が変わります。この春、劇作家の橋田壽賀子さんが亡くなりました。95歳でした。「渡る世間は鬼ばかり」の作者です。豊かになり、日本は貧しい頃にあった大切なものを失った。橋田さんがNHKの朝ドラ「おしん」に込めた思いでした。日本は豊かになり、日本は貧しい頃にあった大切なものを失った。この橋田さんと亀井静香さん、政調会長の対談が某新聞社の企画で行われました。介護の責任を負うのは社会か、家族か、非常に意味のある対談でした。自助か公助かが問われるコロナ大禍の今こそ、こうした応酬を国会でも見たいものです。

家庭で最期を終える応援体制が仁淀川町で足りないもの、私は医療の充実だと考えます。家庭で、家でお父さん、お母さんを介護するのに一番足りないのは、先生の往診じゃないでしょうか。診療の2診制が望まれます。急がれます。いつでも、家で介護するお年寄りが悪くなったときに往診に来てくれる、そういう医療体制をあなた方がつくらなくちゃいけないんじゃないですか。医師不足で大変だと、そういう思いだけで諦めるんじゃなくて、本当に仁淀川町に住んでよかった、最期は自分の家で景色を見ながら、においを嗅ぎながら終末を迎えたい、それに一番必要なことは医療の確保だと思います。一生懸命汗をかいて、そういう社会をつくってみませんか、新任課長。

○議長 谷脇保健福祉課長、答弁。

○谷脇保健福祉課長 家族のみとりについてですが、人生100年と言われている時代です。ご存じのように、昔は3世代の家族がいたと思います。今は核家族化により、本当に独居

老人、2人だけの老人の世帯が増えています。最期まで自宅でみとりたいというのは本人も家族も希望だと思えます。

ただ、家庭でみとるには、本人もですけど、家族の覚悟も必要だと思えます。最期まで家庭でみとりたいけど、その介護している、大抵奥さんが介護していると思えます、その介護されている奥さん共々、共倒れにならないような在宅ケアを今、目指しています。

西森常晴議員の質問にありました2診制の質問ですけど、仁淀川町にある4医療機関共々、往診の体制は整えられていると思えます。西村医院にしてもほとんど毎日のように送迎車を出しています。大崎診療所、酒井医院、安部病院も連絡先を教えており、通常の医療時間はちょっと往診は無理な体制ではあると思えますけど、夜間でも往診できるような体制は整えていると聞いたことがあります。また、大崎診療所はへき地医療協議会に入っており、なかなか医師の確保が難しい体制であります。その辺をご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長 再々質問、西森常晴君。

○2番 念ずれば必ず達成できるものです。住んでよかったまちづくりにぜひご努力をお願いしたいと思います。

2005年12月議会、今から16年前の議会は、大石町長が助役に選任をされた議会でありました。高知県の森林整備課長である大石さんを2006年1月に私たちはお迎えをしました。前藤崎町長は大石さんに林業振興を期待しての抜てきでありました。この16年間、複数の年寄りの面倒を見ながら、また途中では奥さんも病気になったとは聞いておりますけども、16年間の長きにわたり町民に安心と安全を届けてくれました。先ほども藤崎議員が一般質問で言いましたけども、大石町長にとっては、定例会は今日が最後です。どうか、まだ2か月余り任期がありますが、これからまだまだの人生、心豊かに過ごしてほしいと思えます。町長、16年間ありがとうございました。

終わります。

○議長 答弁はよろしいですかね。

大石町長、一言。

○町長 西森議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思えます。

本当に過分なお言葉を賜りました。本当に私も16年間町政に携わってきたわけですが、特に平成21年の8月からは町長として町民の先頭に立って取り組んできたわけでございま

すが、本当にこの間、職員の皆さん方のご努力はもちろんのこと、議員の皆さん方の協力、また町民の皆さん方の深いご理解、ご協力を頂く中で一定、それぞれの課題に向けて取り組むことができたと思っております。

特にお話を頂きました林業の振興についても、大変厳しい状況の中でございますけれども、やはり豊富な森林資源を生かしていかなければならない、そして町の活性化につなげていかなければならない、そういった強い思いを持って取り組んできたところでございます。これも本当に職員、議会の皆さん、また町民の皆さん方の本当にご協力のたまものであると思います。改めて感謝を申し上げたいと思います。

私も残り2か月となりました。まずはコロナ対策、これにしっかりと取り組みながら、次のリーダーにしっかりとバトンタッチができるよう、残された任期、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長 以上で西森常晴君の一般質問を終わります。

これで予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

明日9日午前10時、再開をいたします。本日はこれで延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時23分 散会